

平成 18 年 5 月

# 太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成 18 年 5 月 1 9 日

福岡県太宰府市議会

# 1 議 事 日 程

〔平成18年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成18年5月19日

午後 1時 00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

## 2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	後藤邦晴	議員
〃	橋本健	議員	〃	門田直樹	議員
〃	渡邊美穂	議員			

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	佐藤善郎	総務部長	平島鉄信
総務部政策統括 担当部長	石橋正直	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	議会事務局長	白石純一
地域振興部長	松田幸夫	地域コミュニティ推 進担当部長	三笠哲生
総務課長	松島健二	消防・防災担 当課長	武藤三郎
秘書広報課長	和田有司	政策推進課長	宮原仁
財政課長	井上義昭	税務課長	古野洋敏
納税課長	児島春海	特別収納課長	吉鹿豊重
会計課長	志牟田健次	地域振興課長	大藪勝一
教務課長	井上和雄	学校教育課長	花田正信
社会教育課長	松田満男	中央公民館長 兼市民図書館長	鬼木敏光
議事課長	田中利雄		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（2名）

書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
----	-----	----	------

開会 午後 1 時00分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） 皆さん、おはようございます。

まず、委員会の開会に先立ち、委員のみなさんへ、本日傍聴許可及び報道用撮影許可をいたしておりますのでご報告申し上げます。

次に傍聴される皆様には、委員会中はお手元の「傍聴の際の注意事項」をお守りください。

また、議案審議中の入退室は極力控えていただきますようご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席を願うことがありますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の改正 1 件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~

日程第 1 議案第 60 号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」

委員長（武藤哲志委員） 委員長の発議として参考人の出席要求の件について、委員の皆さんにお諮りいたします。

議案第60号の審査のために太宰府市税制審議会会長の馬場哲郎さん、同じく委員の大江田信さん、同じく委員の不二川寧さんを参考人として出席を求め、意見を聴きたいと思いますが、これに対する委員の異議はありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 今まで10数回にわたって審議会がなされまして、慎重な審議をされ、また今回答申もいただいております。もう一度確認のため会長にお越しいただいて内容を確認することはやぶさかではありませんけれども何度も審議した中で、またその中からどういうお立場がよく存じませんが、その中からおふた方呼ぶということは現状では必要ないのではないかとということで、この件に関しましては反対です。

委員長（武藤哲志委員） ただいま、税制審議会会長の馬場哲郎さんについては意見を求めることについて認めるが、委員の大江田信さん、不二川寧さんについては必要ないという動議が出されました。

他に委員から。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 税制審議会会長の馬場様以外の 2 人の方で、どのような基準で参考人

として呼びするのかその基準をお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 私としては本会議でもありましたが、審議会の内容については議事録がまだ公開されていませんし、また、この大江田さん、不二川さんについては駐車場事業者として賛成いただいている方と反対いただいている方という形で意見を私としてはお聞きしたいということで提案をしたところであります。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） ということは反対している団体の代表だとかそういうことではないんですね。

委員長（武藤哲志委員） 審議会の中で反対的な意見を述べられ、賛成的な意見も述べられておるといいますので、この議案審議に対して意見を求めたらということですが、先ほど門田委員の方からは会長さんだけでいいんじゃないかという動議が提出されております。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 反対賛成それぞれの方々に対して質問を行う場合、例えば呼ばれた方に対して反対者全体の意見としての意見を伺うことができるのか、それとも、あくまで個人としてのご返答しかいただけないのか、どちらでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 私としては、皆さんに配られているように太宰府市観光駐車場協会会員名簿、この中から審議委員として選出された方がおられまして、この委員の中から審議に携わっておられますので、駐車場業者としてどういう考え方を持って審議会の中で発言をしていたのか、またその今日の提案理由の説明や質疑の答弁の中にありましたが、やはり賛成の立場の発言をされたということをお聞きしていますので、会長は会長の意見として、委員として経営者としての意見もお聞きたいと考えておりました、委員長として発議したわけですが、これは委員の皆さんが決定することですのでその部分について判断をいただきたいと。

他に委員から意見ありませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 渡邊委員と重なるところもあると思いますが、太宰府市観光駐車場協会の代表としての今日の参考人なのか、個人的なのか、そして大江田さんにおかれましては駐車場の協議会のメンバーの名簿にはないようでございますが、審議委員としての参加なのかお願いいたします。

委員長（武藤哲志委員） 私としてはどの方がどうだという形では考えておりません、まず議会事務局にお願いしました会長さんについては議会事務局の方から経過がよく分かるということですが、駐車場事業者での意見を持っておられる方については私が指定したわけではありません。行政の側が大変な努力をいただいて2人を選んでいただいたというふうに受けとめております。私がこの方をという形では指定はしておりません。担当部の方で議会として委員長が参考人としてお願いをしたいと、是非誰かお願いいただけないかということをお願いをしたところ大江田さんと不二川さんが行政側の方からこういう委員会があって、委員会で認められ

ば参考人として意見を述べられるという努力をいただいたというふうに報告をしております。

以上です。

他に委員からは。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、先ほど動議が出されましたので、太宰府市税制審議会会長の馬場哲郎さん、同じく委員の大江田信さん、同じく委員の不二川寧さんをおひとりずつ参考人として招致するかの採決をまず初めに行いたいと思いますが、異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、この議案第60号の審査のために太宰府市税制審議会会長の馬場哲郎さんを参考人とする方については挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。全員、馬場哲郎さんを参考人として招致することを決定いたしました。

次に同じく太宰府市税制審議会委員の大江田信さんを招致することに賛成の方は挙手願います。

(1人挙手)

お1人です。否決されました。

それでは、同じく太宰府市税制審議会委員の不二川寧さんを招致することに賛成の方は挙手願います。

(1人挙手)

お1人挙手です。否決されました。

それでは、議案第60号の審査のために参考人として太宰府市税制審議会会長の馬場哲郎さんを決定いたし、直ちにその手続きに入りたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時07分 休憩

~~~~~

午後1時09分 再開

委員長(武藤哲志委員) ただいま、議決いただきました招致について、同意をいただきましたので報告いたします。

それでは、日程第1、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本日の議案審査の順序としては、まず執行部の補足説明を受け、それに対する委員から質疑を行い、続いて参考人から意見を聴き、それに対する質疑を行います。

まず、本会議で市長の答弁がございましたが、執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 補足説明につきましては先ほど本会議場におきまして議員さんより質疑がなされ、それぞれ市長、総務部長から回答があつているところがございますので、補足説明についてはございません。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 説明が終わりました。委員から質疑がありましたら許可いたします。

再度、質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 答申にもありますけどアンケート調査をされておりますけども、以前もしかしたらご返答いただいているかもしれませんが、アンケートのやり方と回答数を教えていただけないか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） アンケートにつきましては平成18年3月14日に実施しております。内容につきましては調査対象者、市民18歳以上1,000人、来訪者1,000人、指定駐車場事業者、現在28ですけど当時は27です。以上が調査対象者でございます。抽出方法につきましては、来訪者は一時有料駐車場を利用する人へ駐車場組合を通しまして配布していただいております。市民につきましては住民基本台帳より18歳以上の市民から無作為電算により抽出したところでございます。事業者については指定駐車場事業者をお願いして協力をいただいております。回収状況でございますけど、来訪者214件21.4%。市民544件54.4%。駐車場事業者19件70.4%です。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 今回の条例改正案は3年間延長するというその文言だけの改正ですけども、実は改正以前の本来の歴史と文化の環境税がどうだったかという議論があまり検証されていないような気がするんですね。その結果として駐車場経営者はやはりこれは反対だと今でも言っておりますし、この条例案が可決された場合には今後どのような混乱が起こるかわからないといった危惧もあるわけです。その一方でこれからの地方分権に進む中で市の自主財源を確保するための1つの手法として太宰府の歴史と文化の環境税条例が施行されまして全国からもかなり注目を浴びたわけで、市民の側もこれは一定の理解を示しておりますし、また環境を守ることに對する市民の意識もあつて市民の参加も8割くらいになっております。そこら辺を踏まえて市民の側の賛成の高さと実際の負担を強いる駐車場事業者の反対、このギャップを市はこれからどう埋めていくのかが見えないんですね。その辺りをお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 3年前いろいろ混乱を招きまして、事業者とも市としてはいろいろ協議を行ってきたつもりでございます。昨年正常化に至りまして、駐車場事業者のご協力により3年間で1億円程度の財源が確保できております。これもやはり税で決まっても駐車場事業者が

自ら徴収していただきまして、申告納付いただいたのおかげであると感謝しております。今後の混乱ということがございますけど、そういう形の中で駐車場協会として市と議長に基金の提案での陳情書が出ているところでございます。市といたしましても、先ほど市長、総務部長から答弁されておりますけども、具体的な基金に向けての取り組みにつきましては今後駐車場協会、市等、市民も含むと思っておりますけど、そういう形の中で混乱を招かないような善後策を対応する考えでございます。確かに市民の理解、賛同80%ありますので、ただし、やはり事業者としてはそれなりの廃止論が8割あります。やはりそこら辺の穴埋めをするためにも、混乱を招かないためにも事業者が言っている基金の提案という部分を、審議会でもそういう形で付記されてありますし、駐車場事業者も陳情書を出してありますので、その部分に向けて今後関係機関と協議をしていくという形で努力していきたいと考えているところでございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この団体から出されている陳情書の回答の中で自分たちは積極的に存続を認知しているように受け取れますって書いておりますけども、しかしながら現在の状況は事業者が自主規制して3年間はあえて反対をせず全面的に協力したことで平穏が保たれているのですということでもかなり見解の違いがあるわけですね。私、市民の賛成が何故多いかというと、市民は実際負担しないわけですね、税を負担しない。そのことも市民の中には賛成ということもあると思うんですけど、一番の問題はこの歴史と文化の環境税の中にも含まれております太宰府の交通渋滞に関する緩和策も市民が危惧を感じているからこそ一定の理解を示しているところあると思うんですよ。3年の中で歴史と文化の環境税が交通渋滞緩和のためにどのような活用をされたのかその辺をお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 交通渋滞対策解決というのを税務課の方で答弁できますか。地域振興部の方になると思うんですが。

地域振興部長（松田幸夫） この交通渋滞対策につきましてはこの歴史と文化の環境税を充当して27の事業計画を作っておりましたけども、その中にはいろいろあります。確かに交通渋滞の関係もございまして、今すぐできるという部分につきましてはまだはっきり明確な事業は行っておりませんが、やはりガイドブックを作ったり、マップを作ったりといろんな交通の誘導をした経緯がございます。

委員長（武藤哲志委員） 他に。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 市長にお伺いしたいんですけども、午前中もずっといろんな質疑がありまして、この歴史と文化の環境税に関しましては、今までも議会の方にご報告いただいて、3年目の見直しということで審議しているところですけど、先ほどの議場でのご答弁の中で基金に関することでワーキンググループなりを設置して研究させていくというお答えがありました。これに関しまして何か具体的な、人選とまではいきませんが、どれくらいのポジションの方を充てられて、こういった作業をされるのか、いつからというのは言い出せないような

感じを受けたんですけどももう少し具体的なところをお答えください。

委員長（武藤哲志委員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま条例の継続について、ご可決いただきましたならば後で具体的な、例えばという付記の中にございます大宰府みらい基金の提案等ございますから、そのためのワーキンググループ等を作ってこのことについて話し合いを進めましょうということで私が現在具体的にどういう使途、どういう形というのは持っておりません。事務的にはある程度の検討はいたしております。

委員長（武藤哲志委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） こういう作業班みたいなものを作って研究はしたけれど、やはりだめだったと。じゃあ解散だと。今までどおり単に行こうということになると少し問題もあると思いますし、先ほど質疑の中にもありましたけども、来年の統一地方選挙とかいう問題もあります。ここは是非市長の現任期の中でなんとさせていただきたいというところが正直な気持ちなんですけれども。分かりました。

委員長（武藤哲志委員） 今、門田委員から質疑があっておりますが、議会として市長の本会議の答弁の中でワーキング部会を作るという問題については議員としても理解を示しているようですが、先ほどから本会議であったように3年間で1億円、軌道に乗れば毎年5,000万円近くの駐車場税が入るわけですが、基金になりますと、そんな金額が入ってくる可能性というのは大変難しいと考えられますが、その辺答弁を聞いておまして、ワーキング部会を作ったが基金として毎年5,000万円近くの金額が入らない場合は、絵に描いた餅になるような考え方がありますが、そこまで含めた検討を本会議場であった内容含めて、基金として毎年5,000万円近くの金額が入らない場合でもそういうものを検討させるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほどから言いましたように歴史と文化の遺産を後世に残していくためにはそれぞれ今でも市民が相当の負担をしております。その一部について来訪者にもこの利益を受けるというところで一種の負担、協力をいただこうというのが環境税でございまして、その金額が今5,000万円くらいになっているということでございます。その財源の確保については提案者の方についても必要だろうなというふうなご認識があるようでございますので私どもも非常に財源の苦しい中でこれだけの大きな、本当は国の宝物であると思いますけど、これを太宰府市民が全部負担するというのは、なかなか困難性があるということでございまして、その財源確保のためには現在の税で確保できる程度の確保がほしいということでございましてそこに向けて、今市長はワーキンググループとおっしゃってますから、おそらく我々が任命されるだろうと思ってますので提案者の方あるいはいろんなご協力いただける方等々と今後話し合いを進めていきたいとそういうふうにご考えております。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。



委員（橋本健委員） 話ちょっと戻りますけど、歴史と文化の環境税の経過報告書見させていただきましたけども、平成15年度、平成16年度の使途についての運営協議会、これは10回ほど開催されております。これはともかくとしまして問題は税制審議会。これは平成16年度に6回、平成17年度はゼロというふうになっておりますけれども、ここにきて平成18年度期限切れぎりぎり逼迫の審議ではなく、なぜ平成17年度にもっと深い論議を交わされなかったのか、また具体的な審議をされなかったのかお尋ねしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 昨年、税制審議会をなぜ開催しなかったのかという点でございますけども実際、昨年の4月には駐車場事業者関係と正常化という形での協力をさせていただき経緯が整いましたので、一昨年についてはそういう状況を勘案して実施してないという状況でございます。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本健委員） 平成17年度にプロジェクト会議というのが数回開催されておりますけども、それはどういった内容の組織でどういった会議をされたのかお尋ねいたします。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） プロジェクト会議というのは市の総務部税務課内の職員で、歴史と文化の環境税に関するプロジェクトチームを作っております。で、やはり一番大事な市民、納税者、事業者へ対していかに協議会の運営の方法を検討しますが、いかにどのような形でPRしていくか、案は協議会でいろいろ出てきますけど、その後の実施は税務課とか担当の地域振興部で検討するんですが、その使いみちの部分、それからPRに関してホームページに載せる部分、ホームページに載せるやり方についてもやはり職員がプロジェクト会議で検討して質疑応答集を載せるとか、また審議会の答申を載せる、メンバーまで載せるとか、ホームページを見れば太宰府市のこの税のあり方が分かるような形でホームページに載せる研究などをやっております。大まかにいますとそういう形で必要に応じて協議をしながら、問題があったときは事業者のところに訪問したりという形の中でプロジェクトは開催しております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 先に戻りますけども、3年間で1億円という金額になっております。本会議の時に総務部長が、平成16年度が1,000万円くらい。それから3,000万円、平成18年度が5,000万円ということで平成19年度の目安がまた上に上がっていくのかなというようなお考えを持ってあるんであれば間違いじゃないかなと私は思います。5,000万円という金額は今度は逆に下がっていくんじゃないかなと。と言うのは国立博物館が開館したピーク時の税金の納入の一番多かったのが5,000万円の時期じゃないかなと思うんですよね。ですから今後、国立博物館に見える方の人数というのは減ってくるんじゃないかなと思います。それで今後は先ほど本会議から話があるように、基金制度を設けられた方はかえって市としては、確実

な金額が出てくるんじゃないかなと、そして、确实の話を聞いたのですが、やはり基金する方の自分たちも基金制度にさせていただいて、ターゲットは自分たちじゃないかなと、だからちゃんとした基金制度が設けられれば協力をしますと言われるような方もいらっしゃると思うんですよね。ある程度おられるのは間違いだと思います。だからかえって基金制度を設けられて、そういう制度にした方が私は確実に決まった金額が入ってくるんじゃないかなと思います。そちらの制度を設けられた方がいいんじゃないでしょうかね。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど本会議で、私は今後藤委員が言われた段々と1,000万円、3,000万円、5,000万円と言いました。平成17年度はだいたいこれが1年間の正常な金額ではないかなというふうに思っています。なるほど昨年度10月に国立博物館が開館して大きな賑わいがありました。しかし期間的に短うございまして、今回は通年でそれが寄与するのではないかなと考えてまして、おおよそその程度くらいではないかなという計算をいたしております。見込みを作っております。先程言いましたように、この寄付による税についても税制審議会の方で色々論議されまして、例えば阪神大震災の時にはかなりの寄付が集まったと、そういうことで、かなり日本人の寄付に対する意識というのが上がったのではないかなという話がありました。その中で出てきたのは相手が非常に窮地にあって、それを何とか皆で穴埋めしたい、お助けしたいという場合には一時的にはかなり大きな募金があるというようなことがありますけど、まだまだこういうまちづくりを継続的に持続的にやっていこうという基金の場合にはなかなかそれが任意性がありますので、相手の気持ちがありますので、なかなか難しいのではないかなと、実際にまちづくり条例で基金を設けてありますけども金額はそう我々が期待しているような金額は集まってないようであります。そういうところから、この制度をいかにして、いま言われたように持続可能な数字に積み上げていくかということ辺りも、今度の利用していきながら、寄付金でそれ以上に集まるということであれば、それは広くみなさんからこの太宰府の歴史と文化を継承していくために、自分も参加しているという気持ちを持って頂くことも非常に重要なことであろうと思いますので、そういうことを含めるとそれ以上の財源が集まる方向になるのであれば、これは非常に良い制度であろうと思いますので、そういうことになるようなワーキンググループを立ち上げて検討を今後していきたいということでございます。

委員長（武藤哲志委員） 私が本会議でも言ったように、駐車場事業者だけでなく電車でお見えになる方もあることだし、国立博物館ができたために、この周辺の商店は活性化してきているわけだから、そういう電車の部分を含めて、ある一定基金を「大宰府みらい基金」という形で商店からもお願いをする。太宰府市には短大、大学、大学院と7校近くも大学があるわけですから、そういう大学等にも協力をお願いするとか、そういう構想的な部分で観光客それから事業者、市全体でしないと、先ほども言うように5,000万円も毎年入ってくる税金と言うのは、今のところはそういうものを具体化するために準備的なものもしきちっとやるという約束を駐車場事業者にも説明をして、そういう協定を結ばないことには今、議会だけの論争になっ

てますけど、そういう状況というのは、答弁の中で考えると、1年以内で結論を出して行きたいという市長の答弁があって、最大限早い期間を考える、ワーキング部会を考えると、ところが一方確実性がない場合は今まで通りいくという、この2通りの答弁がっておりますがどちらを執行部としては整理をされるんですか。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 税制審議会の答申では市民が8割の支持があるということで、このまま継続してほしいということですから、それを尊重するというので市長が判断されて、継続ということでございます。ただ、それに代わって広く負担、駐車場事業者だけでなく、お土産店とかその他いろんな企業がございましょうし、またさらに太宰府市のこの文化遺産を継承しようということで、その寄付の趣旨に理解を示されて寄付された方もいらっしゃるでしょう。そういうことも含めて今後は検討して行こうということございまして、それが我々としては最低限、現在の税收程度になれば基金に移行するというので考えておりまして、まず太宰府市の財政事情に応じるためには、やはり財源が必要でありますので現在では財源の確保が確実な税でいこうと、それを担うような基金が出てまいれば、それでも移行してもいいと、そういう考え方でございます。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） この法定外の歴史と文化の環境税というのは、平成15年に導入されたんですが、総務省からの通知の中に納税者の理解を得るように努める必要があるという文言が入っているように思いますが、それを踏まえたところで今現在、特別徴収義務者ですか、そういう方々の協力を得ながら、また市民の協力を得ながら、今現在に至ってると思うんですよね。また反対の業者もいらっしゃると思うんですよね、その理解度、この歴史と文化の環境税に対する理解度と協力、そしてそれは市民だけでなく、公共交通機関で見える方もたくさんいらっしゃると思うんですよね。もともとが歴史と文化の環境税というのは太宰府の歴史と環境それを後世に残すためにこういう税条例を作ったんじゃないかなと考えておりますが、最初の発端はそのようだったと思いたるんですがいかがでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） それは当初の税制審議会の答申でも事業者の理解、総務省についてもそういう話はあっております。その後、確か法が改正になりまして、同意の時にはそういう事業者の理解が示された文書を協議書につけなさいという形で、当初はそこまでの総務省の指示はなかったんですけども、その後は今、議員さんが言われるみたいに法が改正されております。事業者の理解という部分ですけど、基本的にこれは何度も申しますけども、太宰府市の歴史的な文化遺産を後世に残すと、この趣旨につきましては、やはり事業者の方も理解されております。そして将来の21世紀のまちづくりをしていこうという部分については、確か理解はされておると思いますが、その手段としては、今太宰府としては税という形で徴収しております。他に、今回貴重な提案のありました基金というのもありましょうし、協力金とかいろいろ

方法はあると思います。その部分については、確か手段の問題で市は今まで税の徴収、事業者といたしましては審議会の答申にもありますように、また陳情書にもありますように基金という形で提案されているという形で考えておりますので、その辺をお互い、今事業者の役員さんとはほぼ毎日くらい顔を合わせながら協議を進めて、実際5月23日が新聞報道でありましたけど、徴収を拒否するとかいう話しが現実的に報道あってますけど、そういう形がないように今、日々事業者の役員さんとは協議をしながら、そこら辺の目的は大きい目的は一緒ですので、目的は1つです。太宰府の歴史的文化遺産を後世に残そうと、太宰府の将来のまちづくりをしていこうという目的は1つでございますので、あとは手段の問題ですので、そこら辺を解決するために今後も協議を進めてまいりたいという形で考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、理解度を高め、後世に残すための税だということなんですが、それにつきましては平成15年度に導入されて、先ほど本会議において何人の議員からも質疑があったようにその3年間をどのように捉えていたんですか、この3年間のうちに見直しましょう、廃止も含めたところで見直しましょうという話しの中で平成15年5月23日に決まったわけですよ。そうすると、その3年間という猶予があったわけですよ、理解を深めながらよりよい太宰府のまちを作るとかそういうものに市側と業者側との合意形成が一步も縮まっていなかったから今またこのようになったんじゃないかなと、それと同時に23日に期限切れですよ。なぜ今なんですか、どうして3月議会じゃなかったんですか。私ども議会としては早めに打開策を見つけていく必要があるんじゃないかということを感じておりました。いつできるものか、いつ提案されてくるものか、その辺のやっぱり心情ですよ。心と心でまちを作っていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、その辺は執行部としてはどのようにお考えだったのかお尋ねしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この3年の見直しになったのが、2年前にそういう約束がなされたと思っております。そうしますと5月23日を目途にということですから、その辺が期限ということでございまして、そのためには市民あるいは事業者あるいは納税者意見も聞きながら論議をしていきたいと思いますというふうなお話をしておりましたので、そのアンケート調査をどうするのか、それは非常に恣意的にならないように内容についても駐車場事業者の協力もいただかなければなりませんので、そういうふうな煮詰め方等がかなりかかりました。正月の非常時といいますが、そういう時期ではまずいだろうということで若干落ち着いた3月初めにというのがいいだろうということで、ちょっと遅れ気味でしたけど、そういう形にして、それを整理する期間をとって、整理が終わったらすぐ始めようということで4月初めになったということでございまして、もう少しその時間があればよかったなあという事ですが、今になって思えばもう少し時間があつた方が良かったのかなという気もいたしております。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） この歴史と文化の環境税であっても、今後、基金の方に移行するにしても、市民の理解を得るための一つの大きな方法はその用途だと思うんですね。どのようにお金が使われているかということが、市民に明確に見える、業者の方にきちんと見えるということは非常に大切だと私は思います。今回19の各種の事業に目的税的普通税で使われているということで、使い方はもちろん協議会の方で検討はされているんでしょうけども、この19の事業内容を見てますと、ほとんどが観光客向けの事業についてお金が使われているわけですね。せっかくそれだけの現金が上がってきていることについて、もちろん運営協議会も必要ですが庁舎内ですね、市役所内部で例えば現実的に大型バスの通行で負担を強いられている小学生の通学路の確保とか大型バスの通行による振動によって家が傾いている家の補償とか、そういう実際市民のために還元していこうというようなお考え、それを協議会に図っていこうという考えはあるんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 今議員さんから言われました、今現在は19という総花的な部分で使っている指摘も受けております。第1回目の当初の税制審議会の時にその議論がございました。基本にお金を貯めて駐車場を大きくしようとか、それとか道路整備のためにお金を貯めていこうということがあったのですが、やはり当初の税制審議会のなかで、やはり100円を来訪者からもらう以上は当面は見える形で看板設置したり、街灯をかえたり、特に来訪者が負担する場所を当面は目に見える形で表現していこうということで協議会の中で話をされまして、確かいま云われた、もう少し苦情的な困ってある市民の部分も、だいが意見出ましたけど当面はということで、今年の協議会の会長もあくまでももう少し中身の見直しといたしますか、一定期間使ってきたので今後については今年度使う部分たとえば貯める部分というのはまだわかりませんが、そういう形でもう少し深い協議会の中で論議をしていきたいという形では共通認識を得てるとは思っております。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から質疑はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この国のほうでも、環境税を導入しようかという話もあっておりました、地球温暖化による環境の破壊を誰が負担するのかということは市独自ではなかなか難しいという大きな面もあるんですね。その中で太宰府市の交通渋滞による経済的損失とか、近隣住民の生活環境の悪化というのは年々増えておまして、この問題をどうするかということは国とか県とかに働きかけてやっていかなければならない問題なんですけども、その中で歴史と文化の環境税も関係すると思うんですけど、市が総合交通ネットワークを整備するとか、車の乗り入れ規制を行って環境を守るとか、そういう議論は少なされているのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 平成18年度の新年度予算の中でもご説明申しあげましたが、この税

を充当するというひとつの事業の中に総合交通体系調査を行いますという報告をいたしました。これにつきましてはメンバーとして、まず懇話会を立ち上げながら、すぐできるいわゆる短期的に事業ができるもの、あるいは長期的なものというイメージを持っておりまして、この懇話会のメンバーには国土交通省あるいは福岡県、筑紫野警察署等々の関係機関、あるいは実際に渋滞の原因となっている国立博物館とか天満宮さん、いわゆる関係事業者等も含めた懇話会の中で打開策あるいはそういうプランを作っていこうということを考えてますので、その中で十分論議をしながら少しでも問題解決を図っていきいたいというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

それでは私の方から、問題が起こる前に整理をしておきたいと思います。私自身、委員長でするので討論はできませんが一番危惧することは、この条例の施行日のことがありまして、総務部長の答弁を聞いておりまして、駐車場事業者の理解が得られない場合は23日から、歴史と文化の環境税については取らないというか、以前と同じような無料化をするというようなことが出てきた場合、対応がまちまちになってくる場合は太宰府市歴史と文化の環境税条例と規則がありまして、あらゆる努力をしたもののできない場合は総務部長としてはこういう特別徴収義務者に対して申告立ち入り調査もできますし、帳簿の記録も見ることができますし、一方的に更正決定を出すこともできます。当然収入があっておれば、そういう状況の中で義務違反という形で告発をせざるを得ない。こういう条例があるわけですが、あくまでもこの条例については事業者に理解を求めるまでには、こういう条例、規則を施行するのかもしれないのかを最終的に市長と協議をしていただだけませんか。問題はあなたは先ほどの本会議の答弁では、こういう条例があり、規則がある以上は執行するという回答をいただいたのですが、その辺間違いなのかどうかその辺はどうでしょうか。

まず初めに総務部長。

総務部長（平島鉄信） この件については本会議でお答えした通りでございます。

委員長（武藤哲志委員） 執行するということですね。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） その前には十分に趣旨を理解していただく努力をいたしますけれども、やはり他の税と同じでございますので、他と同じような取り扱いをするということでございます。これだけ特別にそういうふうな税の差し押さえとか、修正申告とかいうことではなくて、他の税でもやっておりますのでそれと同じような形で執行者として行っていくということでございます。

委員長（武藤哲志委員） 今総務部長が言ったように事業者が協力をしないということになりますと太宰府市歴史と文化の環境税条例に基づく執行を最大限努力をしてみたが、理解が得られない場合は条例に基づいて立ち入り調査、みなし課税、こういうものを執行する権限があるということで、これを努力をしてみたが協力を得られない場合は執行するという、これは今、総務部長が市長に代わって答弁しましたが、市長これは確認していいでしょうか。

市長。

市長（佐藤善郎） あくまでも歴史と文化の環境税が可決されれば条例はそのまま生きておると、条例の趣旨、条文の記載事項の通り他の税法と同じような解釈で条例は成り立っておりということでございまして、したがって、ただそういう声に対して事前に何回も申し上げておりますように納税者、納税義務者の理解と協力を得る努力をすると、また現在3年の継続を提案いたしておりますが、その間に新しい提案である未来都市の基金等についても早急に協議をしまらうということでございますのでご理解いただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 再度発言を許可します。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） ただいま市長の方からの答弁いただきましたが、混乱を避け、市民がより良い納税者になるために最大の努力をされるということですが、それを避けるために未来基金及びそれに代わる法定外税に代わるようなものを早急に導入していくという考えなのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 先ほどあったように、担保が取れるならばということがあるんですが、先ほどから同じような内容ですが、未来基金についての再度委員会で確認をしたいと思うのですが。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 本会議でも市長が申し述べましたように税については継続をする。その中に答申の中では基金についても早急な調査研究が必要であるということでございますので、市長は一步踏み込んで、ではその前段となるワーキンググループ、今皆さんがいろいろ質問されました、寄付で集まるだろうかとか、いろんな工夫等々についても必要でございますのでそれを早急にワーキンググループで検討させて、その基金が財源確保ができればという条件がありますけども、そうすると基金への移行ということも考えておるということでございますので、その時期についても、その時で判断をするということでございますので3年ということではなくて、それが確実性があるというところで市長が判断した時点で基金への移行ということも考えていきたいということも考えております。

委員長（武藤哲志委員） それではですね、ここで執行部への質疑を終わりにして、14時10分まで休憩をいたします。委員の方につきましては応接室にお集まりいただきたいと思います。

午後1時52分 休憩

~~~~~

午後2時09分 再開

委員長（武藤哲志委員） それでは総務文教常任委員会を再開いたします。本日は参考人として、太宰府市税制審議会会長、馬場哲郎さんのご出席を得ております。馬場参考人は参考人席へお願いいたします。

（馬場参考人が傍聴席から参考人席へ移動）

お掛けください。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠に有難うございます。委員会代表して、お礼申しあげますとともに、忌憚のないご意見をご意見を述べてくださいますようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申しあげます。発言は税制審議会において、今回の答申に至った経過等について、意見を簡潔に述べていただき、その後委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。それでは税制審議会で答申に至った経過を報告いただきたいと思います。お願いいたします。

参考人（馬場哲郎参考人） ご紹介に預かりました。税制審議会の会長を務めさせていただきました馬場でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。皆さま方のお手元に答申についてはお配りしてあると思っております。まさに答申にあるとおりでございます。4月23日付で市長から諮問をいただきまして、以来4回に渡って審議を進め答申に至ったという経過でございます。それ以前第2期の審議会では平成10何年でしたか、先ほど質問出ておりましたけども、課税標準と税率、それからもう1項目非課税業者の範囲ですね、等々について諮問をいただきました。現行どおりいう答申になったわけですが、その審議の過程でその諮問の際には計6回審議会を開催しまして、条例制定時のいきさつ等々踏まえて、かなり活発な論議が繰り広げられました。そういった前段での税に対する審議会委員の皆さんのご認識度とか、そういったこともありまして、今回の審議は大変時間的な制約が、5月23日に云々という後ろを切られている状況でしたから4回の審議で終わったわけですが、審議会での論議はかなり活発でございます。相対的な印象として受けましたのは、とにかく条例の趣旨でございますように太宰府の歴史と文化、これを後世に伝えていくんだと、そしてそのために、税をどうするかというご論議大変熱心なご意見を委員の皆さんからいただきまして、結果的には答申に書いておられるとおりでございます。基本的には継続であると、しかし、今回の審議の過程で駐車場事業者の方々、その他もあるんですけども、税をこの段階で廃止して、それに代わる基金制度の提案がございました。審議会と言うのは様々な審議会がございますけども、単なる税に反対であるとか、まるまる反対であると、そういったことにとどまらずにきちんと対案をご提示なさったというこの点に関しては私自身感銘を受けまして、おそらく他の委員さんもそういったご提案にはある意味で、これまでにないような審議会の審議を進めることができたという点で、評価なさっていると思っております。その点が実は答申の基本部分は税の継続でございますが、あれだけ熱心な論議をいただいたわけですから、付記事項にきちんと盛り込んだと、先ほども質疑の中でございましたように、まだまだPR不足だと、そういったことをございますから、そういったことも付記事項に加えたというのがあらかたの経緯でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ありがとうございます。今税制審議会会長の馬場哲郎さんに、意見を述べていただきました。ここで委員から、参考人質疑がありましたら許可をいたします。な



お、念のため申しあげますが参考人の馬場哲郎さんにおかれましては、委員長の許可を得て発言いただき、また大変申し訳ございませんが委員に対しては質疑が認められておりませんので、その点をご理解いただきたいと思います。それでは委員から、本日大変忙しい中ご出席いただいております参考人への質疑を許可いたします。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 私もこの答申案を拝見しまして、またこちらの陳情書にもありましたが、事業者さんの方からそういった代替案が出てきたということで非常に高く評価をいたしております。その件につきましてはまだ審議会の議事録が公開されておりませんので私の方で詳細な部分が掴めてないんですけれども、この未来基金につきましてご意見が出た時に具体的なやり方とか、あるいは額とかそういった部分についてのご意見は実際出てきたんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 馬場参考人。

参考人（馬場哲郎参考人） すべてではございませんけれども、先ほど確か質疑の中でも出てたと思うんですけれども、税の部分で徴収すると大体本年度予算で5,100万円ほど計上されてるわけですね。その程度は云々とかそういったご意見があったことは間違いございません。ただ制度全般をどのように設計していくのかという点になりますと、その分に関してきちんとした基金創設案というのが示された……。断片的なものをつなぎ合わせますと、ああなるほどなとおぼろげながら皆さんイメージできたとは思いますが、きちんとしたこういう制度なんだよというところまではいっていなかったと私自身はそういうふうに理解しております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この審議会の答申の中でも税の公平さということで少し議論になっておりますけども、ただ、審議会委員の中には財政学、会計学のご専門の方もいらっしゃいますよね。その中で公平さに対するどのような議論があったのかという点と、この審議会が最終的にこの税を存続すると決めた大きな要因それをお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 馬場参考人。

参考人（馬場哲郎参考人） 第1点目の公平性の問題に関しては、これは前回諮問を受けた時にも公平性の論議がございました。今回もそうです。噛み砕いて申しますと、太宰府市を訪れる観光客の方から徴収する、それも駐車場に駐車する人から税をいただくと、それはどうなのかと、もっと観光客の方は電車を使ったり、そういった方もいらっしゃるではないかとそういう意味でいわゆる税を払う人、これは確かに電車で来た人にもやっぱり課すべきではないかとかですね、まあそういったことでこの税は公平性という観点からもまさに問題があるというご指摘でございます。論議の中で展開されたのは確かにそれは100%補足できれば問題はないんだけど、じゃあ電車で来た観光客の方からはどういうふうに徴収するのという技術的な問題ですね、これは確かに存在すると思います。私自身の考え方としてはそれは多分不可能であると。

100%補足することは不可能であるということだろうと思います。ただ、そうは申しましても公平性はできるだけ高めていくのが税のあり方として公平、中立、簡素というのは税の3原則でございますから、その部分に関して公平度を高めていくというのはこれはやっぱり不可能な面もたくさんございますが、できるだけそれをやっていこうじゃないかということは確認できたのかなという気がしております。

それともう1点、継続の最大の理由は本会議のご質問でもございましたけれども、やっぱり今これから基金の方は制度設計していかなければならないわけですが、現実に太宰府の歴史文化遺産を将来に残していく、受け継いでいくと、それからまちづくりにですね、そういった観点からすると今の税を継続する方が現時点では太宰府の将来づくりに資するのではないかという観点が継続を判断した大きな理由の1つだと思います。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 基金のことで少しお尋ねしたいのですが、審議会の中で、仮に基金ができたとしますと、今までは税として課す、徴収するという方から頂くという形にはなるわけですね、その中で用途に関しまして、先ほど税務課長の説明があったんですけど、今までは納税義務者の方々に見えるような形でやってきたけども、今後は地元の方々に対しても使っていくようなことを考えていきたいという答弁があったんですけども、そのような用途に関して今度基金に仮になった時どうかというような議論はありましたでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 馬場参考人。

参考人（馬場哲郎参考人） 基金を作って運営をどうしていくのかという、その件に関して具体的な論議というのは基金に対しては、当然皆さん方現状の運営協議会というのがございますからその部分は念頭にあったとは思いますが、基金の場合にはこう運営していくんだよというようなその辺の問題提起等々は、それは基本的にはそこまで煮詰まった論議はしておりません。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 会長さんには本当に大変お世話になりまして、ご苦労おかけしたことを思います。歴史と文化の環境税の条例に対しては何も出なかったのでしょうか。例えば非課税業者がいらっしゃいますよね。そういうものに対しての公平性とかそういうものの議論はなされましたでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 馬場参考人。

参考人（馬場哲郎参考人） これは前回諮問を受けて答申したんですが、その段階で課税標準税率、非課税業者の問題というのは相当時間をかけて論議して現行条例どおりでいいよという答申をいたしましたので、今回そこまで突っ込んだ論議はございません。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員からは。

橋本委員。

委員（橋本健委員） 渡邊委員と重なりますけど、基金制度に移行した場合の税にかわる担保補償ですね、これが先ほどの話しの中では大体同額のものが受け入れられるというお話しでしたが、これも間違いありませんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 馬場参考人。

参考人（馬場哲郎参考人） そのような趣旨のご発言があったと私自身は記憶しておりますが、間違いはないかということになりますと、議事録を調べて見る必要があると思うのですが。そういう趣旨のご発言があったということは記憶しておりますけども。

委員長（武藤哲志委員） 他には。

後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 同じことの繰り返しになりますけど、担保基金の方で基金をしていただけるような関係の方のリストアップとかそういうものはまだ全くお話し合いはされなかったんでしょうか。例えば大口の基金をされるようなところなんか、結構噂で流れてると思いますけど。

委員長（武藤哲志委員） 馬場参考人。

参考人（馬場哲郎参考人） その点に関してはとにかく協働のまちづくりであるという視点にお立ちになりまして、もちろん一般市民の方もそれから太宰府市で主要な企業とっていいかどうかわかりませんが、天満宮さんであるとか学校法人もいくつかございますし、その他の企業もあるわけでございます。そういったいわゆる一般的な論として、そういった方々にも参加していただくんだという、そういう趣旨のご発言があったことは間違いありません。

委員長（武藤哲志委員） 他には。

それでは委員長から。

本日は本会議、委員会を審議会の会長さんとして傍聴また参考人としてご発言いただきまして、私ども一番税の執行で数少ない事業者に変な仕事、市の徴収業務をお願いしているわけですが、危惧いたしております、今後事業者の意見も再度また税制審議会の中、また市長の方から出されましたワーキング部会、基金の問題ですね、大きな課題がひとつ提案されております、引き続き審議会に市長の方から諮問をいただいて審議をいただきたいと思うんですが、本日の本会議、委員会、審議を聞いていただきまして、市長の方から諮問がありましたら直ちに、また今後いろんな大きな問題も出てきますが、今私どもに配布されております審議委員の方にそういう説明をしていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

馬場参考人。

参考人（馬場哲郎参考人） 私自身の考えを申しますと条例の趣旨を踏まえて、やっぱりすばらしい太宰府を築いていくんだと、歴史あるいは文化の遺産をきちんと継承してそれをまた発展させていくという観点に立ちますと、税からいずれ基金に移行するのかどうか私は税のあり方をどうするかとしか私が会長を務める審議会はそれを受けたわけでございますから、その辺に

関してももちろんこれからを注目してまいりたいと思いますし、どちらにしましても将来の太宰府、本当にいろんな歴史もそうですけど、文化を発信していくというそういう観点に立ってよりよい制度のあり方それを構想していく時にきているのは間違いないと思います。そういう意味でこれからも協力をしてまいりたいというふうに考えております。皆さん方にもよろしくをお願いします。

委員長（武藤哲志委員） これで参考人の質疑を終わります。

ここで、馬場哲郎参考人に対し委員会を代表してお礼申しあげます。本日はお忙しい中に本委員会にご出席し貴重なご意見を述べていただき心から感謝いたします。本日は誠にありがとうございました。ここで傍聴席に退席をお願いします。

（馬場参考人退席）

それでは、採決前ですが、議案第60号について、再度、委員からの質疑を許可します。質疑もれがありましたら委員から出してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしということで、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号に対しての討論はありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 私ども会派新風も、この歴史と文化の環境税につきまして何度も会合を持ちまして検討してまいりました。また本日いろいろなご回答をいただき、また、馬場会長からも丁寧なご説明もいただきました。その中で多々出てきておりますので繰り返しませんけども今後この基金設立に向けて、すぐに検討に入りたいと、時期の方ははっきり明言されませんでしたけどもそのことをお願いいたしまして賛成といたします。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本健委員） 今回の条例改正の継続3年というのはやはり長いというふうに思っております。市長の答弁にもありました大宰府みらい基金に向けた取り組みを早急に検討していただきまして、少なくとも市長の在任期間中に、1年以内に策定することが駐車場事業者への誠意のある回答ではないかということをし述べまして賛成討論といたします。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井委員） 私も議案第60号に対しまして賛成の立場から討論いたします。先ほども税制審議会馬場会長のお話の中にもありましたが、様々な課題があったとはいえ、市民の側から自発的にまちづくりに対する基金の話が出たことは大変評価すべきであると考えております。これから地方分権が進む中で市民との協働のまちづくりは欠かせないものでありますので、市はこの機運を大切に市民への情報公開、来訪者への情報公開、そして太宰府のまちづくりを今後どうしていくのか、歴史と環境をどう守っていくのかということをしっかり議論していただきたい。その中には市民をはじめ様々な立場の方を入れて議論をしっかりやって太宰府の

今後のまちづくりのことを論議してもらいたいと思います。以上要望しまして賛成といたします。

委員長（武藤哲志委員） 他には。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 本当に様々な論議がなされましたが、太宰府の素晴らしい未来を築くためにもこの歴史と文化の環境税というのは必要だと思います。それとともに今の歴史と文化の環境税をみらい基金として移行されることを市長の任期中に最善に努力をされ、ワーキンググループなどの設立に取り組みられていくことを強く要望いたしまして賛成の討論とさせていただきます。

委員長（武藤哲志委員） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第60号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前 2 時34分

~~~~~

以上で当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、これについては委員長にご一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

なお、本日陳情第 4 号、歴史と文化の環境税の廃止に関する陳情書を皆さんのお手元に配布しておりますので、参照いただきたいと思います。

本日ただちに開かれる本会議において、審査内容と結果の報告を一任いただくことを決定いたしました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時35分

~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年8月23日

総務文教常任委員会 委員長 武藤哲志